

## 平成19年度 大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会 議事概要

議事（１）汚染土壌浄化施設認定要綱について

（事務局）

以下の資料により説明

資料 1 - 1 汚染土壌浄化施設認定要綱の必要性について

資料 1 - 2 汚染土壌浄化施設認定要綱について

資料 1 - 3 汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針（案）

- 資料 1 - 1 について -

（益田委員）セメント工場に搬出された汚染土壌は、現状、処理せずストックしているのか、あるいは原材料として再利用されているのか。

（事務局）原材料として再利用されている。

- 資料 1 - 2 について -

（益田委員）施設認定の機能検査時、「一定期間試験的に運転実施し、・・・」（p2）とあるが、一定期間とはどの程度なのか。明確にしておくべきでは。

（事務局）処理施設種類毎に定常運転までの準備時間が異なったりするので一律に決められず、現段階では一定期間という表現に留めている。しかし、今後、施設種類毎の実態調査を実施し一定期間を具体的に設定する。

（益田委員）浄化施設変更認定の基本的事項(p8)とは何か。

（事務局）変更認定の対象(p8)の欄に記載している4項目、“有害物質の種類”、“浄化能力”、“残渣処分方法”、“施設稼働日数、稼働時間”である。

（村岡委員）近隣府県との調整は行っているのか。この要綱は政令市も運用範囲か。

（事務局）政令市は別で定める必要ある。近隣府県との調整は実施していない。

（村岡委員）現在、具体的に申請を希望している事業者は存在しているのか。

（事務局）現在、そのような事業者は存在しないが、冒頭「必要性について」で説明のとおり、今後申請の増加が見込まれ、その状況に対応できるよう準備を進めておきたい。

（村岡委員）現在、汚染土壌の対策として掘削除去措置を選択する事例が圧倒的に多い。本要綱もその方向性を容認するものであり、遮断等原位置対策の推進にはならないのではと懸念している。原位置対策が少しでも普及するような施策を、大阪府に於いても、今後、積極的に展開して欲しい。

（事務局）法・条例の指定区域や管理区域に指定された土地は、所有者が不動産価値を意識するため必然的に掘削除去を選択する事例が多くなるのは事実である。しかし、環境省においても法の見直しが実施されており、汚染の有無を判断する指定基準とは別に要対策基準を新たに設定するなどの議論もされている。

- (平田委員) 屋内 (p2) の定義は何か。
- (事務局) 地下浸透の防止、粉塵飛散防止可能な建屋を想定している。
- (平田委員) 浄化能力 10%以内(p8)の変更は軽微変更扱いということだが、複数回の能力変更についても 10%以内の算定は認定申請時の能力を基準にするのか。
- (事務局) そのとおり。
- (平田委員) 立入は抜打ちで実施するのか。
- (事務局) 原則、抜打ちで実施する。
- (平田委員) これまで、関西に汚染土壌浄化施設が存在しなかったのはなぜか。
- (事務局) 大阪湾広域臨海整備センター (フェニックス) の存在が大きな要因と考えられる。
- (平田委員) 浄化後の残渣土砂等の処分方法は。
- (事務局) フェニックス等埋立処分場へ搬入することになる。
- (平田委員) セメント工場の受け入れ基準が厳しくなっており、セメント工場以外で処分すべき汚染土壌の増加が考えられるので、浄化施設は必要だ。
- (村岡委員) 今、この時期に認定要綱を設置するのはなぜか。
- (事務局) 過去に申請希望の事業者があったこと、また、汚染土壌を浄化する能力を備えている施設 (ロータリーキルン方式焼却炉) が大阪にあり、今後、申請の可能性が考えられること、府外搬出される汚染土壌の量が非常に多い現状を改善したいことなどの理由から、制度上の整備を速やかに実施し、今後の申請に備えておきたい。
- (平田委員) 産業廃棄物と汚染土壌を同一施設で処理する場合、含有有害物質の種類が異なる複数物を混合希釈し、濃度を下げる等の不適正処分を行う事業者がでてくるのでは。
- (事務局) 廃棄物と汚染土壌を適正分別のうえ処理している産業廃棄物処理業者も実際、存在する。このような点については、環境省の構造・維持管理基準の中で事業者の守るべき基準として規定されている。
- (阿部委員) 浄化施設の平均的 1 日当たり処理能力はどの程度なのか。
- (事務局) 尼崎にある施設は能力 100t/日であり、経営上、最低この程度の能力は必要と考えられる。
- (阿部委員) その 30 倍の貯留施設ならば、3000 t の大量の土壌を貯留可能となる。しかし、処理は 30 日以内にしなくても良い。本来、処理施設のために認定した貯留施設が、処理をせず汚染土壌が放置される場所となる可能性もある。
- (事務局) 屋外であれば、処理能力以上の貯留も可能なので長期間放置される可能性もあるが、屋内の場合、能力を超えて貯留することは、建屋の容量の制限があるため可能性は低く、併せて、要綱中で「汚染土壌を速やかに処理すること」と規定する。また、経営上の観点から、事業者側は速やかに処理するものと考えている。
- (村岡委員) 産業廃棄物処分場跡地等遊休地の有効利用を考えているのか。
- (事務局) そのような遊休地の有効利用までは想定していない。
- (阿部委員) 川崎市のように、申請者の能力についても要綱中に規定するべきでは。

(事務局) 今回は、施設設置計画・維持管理計画の部分の要綱案のみ提示している。申請者の能力他の規定は、次回以降の委員会で検討をお願いしたい。

(阿部委員) 秋田県などの浄化施設は順調に稼動しているのか。

(事務局) そのように認識している。

#### 議事(2) 地下水質常時監視に係る定期モニタリング終了調査について

(事務局)

以下の資料により説明

資料2 地下水質常時監視に係る定期モニタリング終了調査について

(益田委員) 長期間使用していない井戸の使用を再開すると、汚染された周囲の地下水を引き込み水質が変化する場合もある。よって、定期モニタリングを終了する際にはモニタリング井戸の使用状況も考慮して判断すべきでは。

(事務局) そのようにする。

#### 議事(3) その他

(事務局)

以下の資料により説明

資料3 「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(土壌汚染対策)の施行状況について

- 以上で閉会 -